

銃砲刀剣類所持等取締法施行令の一部を改正する政令案 新旧対照条文

○ 銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和三十三年政令第三十三号） 1

改正案	現行
<p>（猟銃の所持が許可される二十歳未満の者についての推薦）</p> <p>第十一条（略）</p> <p>2 法第五条の二第二項第一号の政令で定める者は、日本スポーツ協会とする。</p> <p>（現に所持している猟銃と同種類の猟銃の所持が許可される射撃競技選手に係る射撃競技等）</p> <p>第十三条（略）</p> <p>2 法第五条の二第三項第一号の政令で定める者は、日本スポーツ協会とする。</p> <p>（年少射撃資格の認定を受けて空気銃を所持することができる射撃競技選手に係る運動競技会等）</p> <p>第二十八条（略）</p> <p>2 法第九条の十三第一項の政令で定める者は、日本スポーツ協会とする。</p>	<p>（猟銃の所持が許可される二十歳未満の者についての推薦）</p> <p>第十一条（略）</p> <p>2 法第五条の二第二項第一号の政令で定める者は、<u>猟銃の所持の許可を受けようとする者の住所地の所在する都道府県における日本スポーツ協会の加盟地方団体とする。</u></p> <p>（現に所持している猟銃と同種類の猟銃の所持が許可される射撃競技選手に係る射撃競技等）</p> <p>第十三条（略）</p> <p>2 法第五条の二第三項第一号の政令で定める者は、<u>法第四条第一項第一号の規定による猟銃の所持の許可を受けようとする者の住所地の所在する都道府県における日本スポーツ協会の加盟地方団体とする。</u></p> <p>（年少射撃資格の認定を受けて空気銃を所持することができる射撃競技選手に係る運動競技会等）</p> <p>第二十八条（略）</p> <p>2 法第九条の十三第一項の政令で定める者は、<u>次の各号に掲げる者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者とする。</u></p>

(削る)

(削る)

一 前項第一号に掲げる者 其の者の住所地の所在する都道府県における日本スポーツ協会の加盟地方団体

二 前項第二号に掲げる者 日本スポーツ協会